

罹災証明書

市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があつたときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書（災害による被害の程度を証明する書面）を交付しなければならぬ。（災害対策基本法第90条の2）

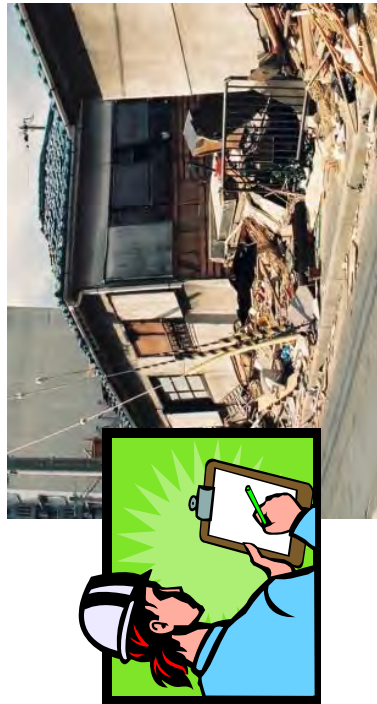
罹災証明書は、各種被災者支援策※の適用の判断材料として幅広く活用されている。

- ※各種被災者支援策 給付 : 被災者生活再建支援金、義援金 等
- 融資 : (独)住宅金融支援機構融資、災害援護資金 等
- 減免・猶予 : 税、保険料、公共料金等
- 現物給付 : 災害救助法に基づく応急仮設住宅、住宅の応急修理 等

＜被災から支援措置の活用までの流れ＞

被災者から市町村へ申請

被害状況の調査（市町村）



被害の程度	全壊	大規模半壊	半壊
損害割合	50%以上	40%以上 50%未満	20%以上 40%未満

罹災証明書の交付（市町村）

罹災証明書

世帯主住所			
世帯主氏名			
罹災原因	年 月 日	の	による
被災住家の所在地			
被害の程度			
備考			

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

〇〇市長 印

各種被災者支援措置の活用

災害に係る住家の被害認定

市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があつたときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査しなければならない。(災害対策基本法第90条の2)

■災害の被害認定基準(平成13年内閣府政策統括官(防災担当)通知)

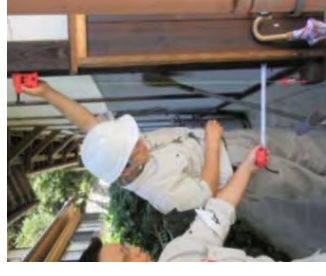
- ・災害時の被害状況の報告のため通達等で定めていた判断基準(「住家全壊」「住家半壊」等)について、各省庁に差異があつたことから、昭和43年に統一(平成13年改定)

被害の程度	住家全壊	住家半壊	
		大規模半壊※	その他
損害基準判定(住家の <u>主要な構成要素の経済的被害</u> の住家全体に占める損害割合)	50%以上	40%以上 50%未満	20%以上 40%未満

※「大規模半壊」の認定基準は、平成16年に改正された被災者生活再建支援法の施行通知による。

■災害に係る住家の被害認定基準運用指針(平成13年作成、平成25年最終改定)

- ・市町村が災害により被害を受けた住家の被害認定を迅速かつ的確に実施できるよう、住家の経済的被害の標準的な調査方法を定めたもの
- ・固定資産評価を参考に、原則として、部位(基礎、柱等)別の損害割合を算出し、それらを合計して住家全体の損害割合を算出して判定



熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策の在り方について（報告書） （平成28年12月 熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策検討ワーキンググループ）【罹災証明書関連抜粋】

3. 応急的な住まいの確保や生活復興支援

3-1. 住まいの場の円滑な確保

【現状と課題】

○住宅等の被害に関する各種調査に係る説明の不足等

- ・被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査及び地震保険損害調査など、住家に関する様々な調査があるが、住民にはそれぞれの違いが十分に理解されていない可能性があると考えられる。
- ・住家被害認定調査に必要な建築分野の専門性を有する者や一般行政職員が不足しており、調査の効率化の検討を行うべきであるとの指摘がある。
- ・また、住民に対する公平性を重視したために、罹災証明書の交付に時間を要しているとの意見もある。

○避難生活の解消に向けた判断材料の不足

- ・家屋の被害が大きいと考えられる場合であっても、罹災証明書が交付されるまで、自身が受けられる支援内容の見通しが立たず、応急的な住まいに関する意思決定が困難な場合があり、住家被害認定調査の迅速化に努めるべきとの指摘がある。

(略)

○各地方公共団体の調査手法の不統一

- ・住家被害認定調査において、異なる調査票を用いる地方公共団体があったため、被災住民や関係地方公共団体間での不公平感が生じたとの指摘がある。

【実施すべき取組】

住宅に関する各種調査は、災害対応システム全体の中で、それぞれが住宅の被害の状況を適切に評価し、人身等の被害拡大を防ぎ、また被災者支援の適用の根拠とするなどの役割を分担している。それぞれの調査では、類似の項目もあることを踏まえ、連携可能な分野（項目）の検討等を進める必要がある。

また、罹災証明書の交付の迅速化を進めるため、住家の被害認定基準運用指針や調査票の見直しにより簡便な手法を導入するとともに、システムの導入による省力化や調査員の育成等を行う。

① 住宅等の被害に係る各種調査の住民への周知、調査の効率化に向けた検討

- ・住宅に関する各種調査はそれぞれが個別に目的を有しているため、それぞれの調査の持つ必要性等について各調査の実施主体が被災者に明確に説明すべきである。

- ・また、大規模災害により各調査の必要量が増大する場合に備え、調査の統合等を進めることについて被災経験地方公共団体から強い意見があることも踏まえ、各種調査の実施時期や基準の違い、手続の流れ等について関係省庁等が一体となって整理し、例えば応急危険度判定の際に記録した調査表を共有するなど、各種調査の迅速性に大きな影響を与えないように留意しつつ、可能な分野（項目）について連携することを含め、住家被害認定調査の効率化を検討すべきである。

② 住家被害認定調査に関する体制の強化

(略)

- ・住家被害認定調査を迅速化するため、明らかな全壊家屋について写真判定にする等のより簡易な手法の活用を行うとともに、雨天時の対策も含めた調査方法の工夫について、周知すべきである。

地震保険の損害認定調査		罹災証明の住家被害認定調査	
調査の主体	契約を締結した各損害保険会社	地方公共団体	
調査の根拠	保険契約の約款	災害対策基本法(以下、法)第90条の2第1項	
対象となる損害	地震・噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没又は流失による損害	暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める被害(法第2条第1号)	
損害・被害認定基準の作成者	損害業界で専門機関・有識者に研究委託し、各損保会社が共通で使用できる基準を作成	内閣府が認定基準の指針を作成 (「災害の被害認定基準について」平成13年6月28日府政防第518号) (「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」平成25年6月内閣府(防災担当))	
政府の関与	各損保会社が共通で作成する基準については、独禁法適用除外の観点から保険業法上の認可が必要	地方公共団体に対し、運用指針について助言 など	
調査の対象範囲	被災者のうち保険契約者	全被災者	
対象物	建物、生活用動産	建物	
調査箇所	主要構造部の被害 《例：木造建物の場合》 屋根、柱、壁、基礎	主要な構成要素 《例：木造建物の場合》 屋根、柱、壁、基礎、床(階段含む)、天井、建具、設備	
2次調査	必要個所に限定して調査。1次調査の調査結果に加算。	改めてすべての項目について最初から調査。	
調査結果の効力	契約に基づく地震保険金支払い (原資は保険料。公費の投入は行われていない。)	公的給付、租税減免や貸付その他の幅広い公的支援などの受給要件となっている。 ・被災者生活再建支援金の支給 ・仮設住宅の申込 ・国民健康保険料の減免 ・固定資産税の減免 ・災害援護資金貸付 など (総務省調査から抜粋)	